

国立大学法人島根大学と学校法人瓜生山学園京都芸術大学との 包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と学校法人瓜生山学園京都芸術大学（以下「京都芸術大学」という。）が、包括的な連携のもと、両者の強みや特色を活かして教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携し教育、研究の質の向上を図り、もって社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学及び京都芸術大学（以下「両大学」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 両大学の教育・研究の向上に資する事業
- (2) 両大学の学生が参加する共同プロジェクトの実施
- (3) 両大学が主催する行事等への学生の参加
- (4) その他両大学が協議して必要と認める事業

(協議)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力に係る具体的な事項については、両大学が協議し定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 両大学は、本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその翌年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両大学が協議し本協定書を改定することができる。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両大学長が記名押印の上、各大学で1通を保有する。

令和6年8月7日

国立大学法人島根大学

学長

大谷 浩

学校法人瓜生山学園京都芸術大学

学長

吉川 左紀子